

定 款

環境のミカタ 株式会社

平成 9 年 10 月 28 日	一部改訂
平成 10 年 9 月 1 日	一部改訂
平成 14 年 6 月 6 日	一部改訂
平成 15 年 9 月 1 日	一部改訂
平成 18 年 4 月 21 日	一部改訂
平成 18 年 6 月 1 日	一部改訂
平成 25 年 2 月 14 日	一部改訂
平成 25 年 3 月 31 日	一部改訂
令和 2 年 3 月 23 日	一部改訂
令和 2 年 9 月 16 日	一部改訂
令和 2 年 10 月 22 日	一部改訂
令和 3 年 12 月 28 日	一部改訂

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、環境のミカタ株式会社と称し、英文ではKANKYOU NO MIKATA Inc. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 産業廃棄物、一般廃棄物の処理業務
2. 微生物処理による消臭及び汚水浄化処理に関する業務
3. 建物の解体工事の請負
4. コンクリート解体工事
5. とび・土木工事業
6. しゅんせつ工事業
7. 管工事業
8. 合成樹脂加工業
9. プラスチック原料の再生及び着色加工
10. プラスチック原材料の輸出及び販売
11. 輸出入手続の事務代行業
12. フェノール樹脂・エポキシ樹脂等の熱硬化性樹脂の加工
13. 古紙並び鉄・非鉄金属の輸出及び販売
14. 肥料の製造及び販売
15. 一般貨物自動車運送事業
16. 倉庫業
17. 運送代理店業
18. 労働者派遣事業
19. 発電事業及びその管理・運営並びに売電に関する事業
20. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を静岡県焼津市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、240,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利。
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(自己の株式の取得)

第11条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、社長がこれを招集し、議長となる。

2 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の規定による決議は、本定款に別段の定めのある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役、代表取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役は3名以上6名以内とする。

(取締役の選任の方法)

第19条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 当社は、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。

2 代表取締役は社長にする。

3 必要に応じて、取締役会の決議をもって、取締役の中から副社長、専務取締役、常務取締役を選定することができる。

(業務執行)

第22条 社長は会社の業務を統括し、副社長、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。また、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)

第27条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記録押印又は電子署名をし、取締役会の日から10年間当会社の本店に備え置くものとする。

(報酬)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役

(監査役の数)

第30条 当会社の監査役は2名以内とする。

(監査役の選任)

第31条 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残存期間と同一とする。

(監査役の責任免除)

第33条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(監査役の報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第35条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

(剰余金の配当の基準日)

第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第37条 当社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第38条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附 則

第1条 第6条（発行可能株式総数）の変更並びに第7条（単元株式数）及び第8条（単元未満株式についての権利）の新設は、2021年12月30日付株式分割の効力発生を条件として効力を生ずる。

なお、本附則は、効力発生後削除する。